○農林水産省告示第七百二十一号

畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第六十号）及び畜産物の価格安定に関する法律及び独立行政法人農畜産業振興機構法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十九年政令第二百七十一号）の施行に伴い、並びに畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号）第二十八条第一項の規定に基づき、平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）及び平成十三年三月二十六日農林水産省告示第四百五十三号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行令第八条の規定に基づき農林水産大臣が指定する者を定める件）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から施行する。

平成三十年三月三十一日

農林水産大臣　齋藤　健

（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件の一部改正）

第一条　平成七年二月二十四日農林水産省告示第三百二号（加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第十四条の四第一項の規定に基づき、農林水産大臣が定める金額を定める件）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
一　畜産経営の安定に関する法律（昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。）第二十八条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める金額は、別表に掲げる指定乳製品等について、同表に定める期間内に輸入申告がされるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める金額とする。ただし、平成十九年四月一日以降に輸入申告がされる特別特恵受益国（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第三項に規定する特別特恵受益国をいう。）を原産地とする別表に掲げる指定乳製品等については、一キログラム当たり〇円とする。 二　法第二十九条において準用する法第二十八条第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める金額は、前号に定める金額に同項の規定に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額を、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量で除して得た額とする。この場合において、前号及び別表中「輸入申告がされる」とあるのは、「輸入申告がされた」とする。	一　加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（以下「法」という。）第十四条の四第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める金額は、別表に掲げる指定乳製品等について、同表に定める期間内に輸入申告がされるものの区分に応じ、それぞれ同表に定める金額とする。ただし、平成十九年四月一日以降に輸入申告がされる特別特恵受益国（関税暫定措置法（昭和三十五年法律第三十六号）第八条の二第三項に規定する特別特恵受益国をいう。）を原産地とする別表に掲げる指定乳製品等については、一キログラム当たり〇円とする。 二　法第十五条において準用する法第十四条の四第一項の規定に基づき農林水産大臣が定める金額は、前号に定める金額に同項の規定に基づく独立行政法人農畜産業振興機構の売戻しに係る指定乳製品等の数量を乗じて得た額に、消費税及び地方消費税の額に相当する金額を加えて得た額を、当該売戻しに係る指定乳製品等の数量で除して得た額とする。この場合において、前号及び別表中「輸入申告がされる」とあるのは、「輸入申告がされた」とする。

別表

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号	品名	一キログラム当たりの金額					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	平成十二年四月一日から平成三十一年三月三十一日までに輸入申告がされるもの

別表

関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）別表の番号	品名	一キログラム当たりの金額					
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	平成十二年四月一日から平成三十年三月三十一日までに輸入申告がされるもの